

親子マラソン



息子と親子マラソンの大会に参加してきました。

事前に何度かジョギングに誘いましたが、本人が乗り気でなく、ほとんど断られてしまっていました。ですので、大会当日は全く期待していなかったのですが、去年よりも約5分早くゴールすることができました。

目標としていた真ん中以上の順位を達成することができたので息子自身も大満足の結果となりました。

レース後、来年の出場には難色を示していましたが、頑張るのは当日だけ（事前にジョギングに誘わない）という条件でなんとか説得することができました。

私としては「継続は力なり」的なものを学んでほしいのですが、なかなか難しいですね。。

利益相反

AさんとBさんが揉めていて、先にAさんから相談を受けた場合、その後、Bさんから相談を受けたいと問合せを受けても、弁護士は断らなければなりません。

また、当事者が複数いる場合、同じ方針の相談者からまとめて受任することがありますが、途中で双方の意見が食い違ってくると、一方の代理人に留まることもできず、双方とも辞任せざるを得なくなります。とても残念ですので、最後まで足並みを揃えてもらいたいです。

動産の引渡し

第三者に預けた物を返してもらえない場合、その物を返せという内容の訴訟提起をします。

ただし、その物がどのような物なのかをかなり厳密に特定する必要があります。世界に一つしかないあの物を返してほしいと言えるような状況でないと、裁判所は、どの物を返すように命じればよいのか判断できないからです。

たとえば、車やバイクであれば、車検証に記載されている登録番号や車台番号等を記載することになります。これらの記載があれば、原告がどの車やバイクを返してほしいかが明らかとなります。その他だと、機械を返してほしいような場合には、品番やシリアルナンバーの記載は必須です。

また、判決を取って強制執行をしても、何らかの原因でその物を返してもらえない場合に備え、その物の値段に相当するお金を支払えという請求も付け加えるのが一般的です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設